

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がとる
日の翌
当そ)

◇ 条 例

目 次

- 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（広報文書課）
- 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（生涯学習課）
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会課）
- 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（児童家庭課）
- 鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（衛生課）
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（建築課）
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（教職員課）

公布された条例のあらまし

◇鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例

一 目的（第一条関係）

この条例は、鳥取県立公文書館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置（第二条関係）

歴史資料として重要な県の公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もって學術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置することとした。

三 業務（第三条関係）

公文書館は、次に掲げる業務を行うこととした。

- (一) 公文書等の収集、整理及び保存にすること。
- (二) 公文書等の閲覧、展示その他の利用にすること。
- (三) 公文書等に関する調査研究にすること。
- (四) 県の施策その他県政に関する情報の提供にすること。
- (五) その他公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

四 規則への委任（第四条関係）

その他公文書館の管理に關し必要な事項は、規則で定めるところとした。

五 施行期日

この条例は、平成二年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立図書館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 図書館の設置(第二条関係)

県民の教育及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立図書館(以下「図書館」という。)を鳥取市に設置することとした。

三 協議会の設置等(第三条関係)

1 図書館に、鳥取県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置することとした。

2 協議会の委員の定数は、十人以内とすることとした。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとした。

四 教育委員会規則への委任(第四条関係)

その他図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。

五 施行期日等

1 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

2 次に掲げる条例は、廃止することとした。

(一) 鳥取県立図書館使用料条例

(二) 鳥取県立図書館協議会に関する条例

(三) 鳥取県立図書館設置条例

3 廃止前の鳥取県立図書館設置条例に基づき設置されていた

鳥取県立米子図書館は、平成二年六月三十日までの間、存続することとした。

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例について、この条例の制定に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一 知事の事務部局の職員の定数を次のとおり変更することとした。

区 分	定 数		差 引
	現 行	改 正 後	
一般会計支弁に係る職員	三、三六四人	三、三六七人	三人
特別会計支弁に係る職員	七六一人	七五八人	△三人

二 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県立社会福祉施設の名称変更

県立社会福祉施設の名称を次のとおり変更することとした。

(第二条、第八条関係)

二 使用料の限度額等の改正

1 軽費老人ホーム鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘並びに精神薄弱者通動寮鳥取県立境港通動寮の使用料の限度額

種 別	名 称	
	現 行	変 更 後
身体障害者更生施設	鳥取県立身体障害者更生指導所	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮
身体障害者療護施設	鳥取県立身体障害者療護園	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮
身体障害者授産施設	鳥取県立鳥取第二授産所	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園
	鳥取県立鳥取第三授産所	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園
精神薄弱者授産施設	鳥取県立鳥取第一授産所	鳥取県立白兔はまなす園
養護老人ホーム	鳥取県立西部養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑
	鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯有楽苑
特別養護老人ホーム	鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑
	鳥取県立中部特別養護老人ホーム	鳥取県立巖城はころも苑
特別養護老人ホーム	鳥取県立米子特別養護老人ホーム	鳥取県立皆生みどり苑
	鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	鳥取県立智頭心和苑
特別養護老人ホーム	鳥取県立日南特別養護老人ホーム	鳥取県立日南石霞苑

2

肢体不自由児施設鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第一関係)

区 分	金額(一人月額)	
	現 行	改 正 後
鳥取県立境港通動寮	大居室 二人で使用する場合	一六、九三〇円
	小居室 一人で使用する場合	一七、九七〇円
鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘	大居室 二人で使用する場合	二二六、四五〇円
	小居室 一人で使用する場合	二二七、四五〇円
鳥取県立皆生小児療育センター	大居室 二人で使用する場合	二二五、四五〇円
	小居室 一人で使用する場合	二二九、九四〇円
鳥取県立福原荘	大居室 二人で使用する場合	二二六、四五〇円
	小居室 一人で使用する場合	二二九、九四〇円
健康診断	現 行	二、七八〇円
	改 正 後	三、一六〇円
死体検案	現 行	五、一五〇円
	改 正 後	六、一八〇円
変死体検案	現 行	一〇、三〇〇円
	改 正 後	一一、三〇〇円

を次のとおり引き上げることとした。(第六条、別表第三関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 四 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条

例

一 保母修学資金の返還に係る債務の免除に関する部分を削除することとした。

二 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部を改正する条

例

一 題名を「鳥取県化製場等に関する法律施行条例」に改めることとした。

二 「へい獣」及び「へい獣取扱場」という用語を、それぞれ「死亡獣畜」及び「死亡獣畜取扱場」に改めることとした。

(第八条、別表第一関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、平成二年五月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県営住宅富士見町団地(米子市富士見町)を廃止することとした。

二 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

一 鳥取県立西部農業高等学校の名称を鳥取県立淀江産業技術高等学校に変更することとした。

二 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立公文書館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 歴史資料として重要な県の公文書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報

を県民に提供し、もって学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

（業務）

第三条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること。
- 三 公文書等に関する調査研究に関すること。
- 四 県の施策その他県政に関する情報の提供に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

（規則への委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二年十月一日から施行する。

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項並びに図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十條及び第十六條第一項の規定に基づき、鳥取県立図書館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（図書館の設置）

第二条 県民の教育及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立図書館（以下「図書館」という。）を鳥取市に設置する。

（協議会の設置等）

第三条 図書館に、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（教育委員会規則への委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

（鳥取県立図書館使用料条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県立図書館使用料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十

三号)

二 鳥取県立図書館協議会に関する条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十五号)

三 鳥取県立図書館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十二号)(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県立図書館設置条例第二条の規定に基づき設置されていた鳥取県立米子図書館は、同項の規定にかかわらず、平成二年六月三十日までの間、存続するものとする。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「鳥取県立図書館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十二号)」を「鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成二年三月鳥取県条例第七号)」に改める。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、三六四人」を「三、三六七人」に、「七六一人」を「七五八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

肢体不自由者更生施設

鳥取県立身体障害者更生指導所

を

身体障害者更生施設

鳥取県立障害者福祉センター厚和寮

社センター友愛寮
社センターつばさ園
社センターあさひ園

鳥取県立白兔はまなす園

鳥取県立身体障害者療護園
鳥取県立鳥取第二授産所
鳥取県立鳥取第三授産所

鳥取県立鳥取第一授産所

鳥取県立西部養護老人ホ
鳥取県立西伯特別養護老
鳥取県立東部特別養護老
鳥取県立中部特別養護老
鳥取県立米子特別養護老
鳥取県立智頭特別養護老
鳥取県立日南特別養護老

鳥取県立障害者福
鳥取県立障害者福
鳥取県立障害者福

人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム

鳥取県立皆生尚寿苑
鳥取県立西伯有楽苑
鳥取県立三津白寿苑
鳥取県立巖城はごろも苑
鳥取県立皆生みどり苑
鳥取県立智頭心和苑
鳥取県立日南石霞苑

第六条中「一万六千九百三十円」を「一千七千九百七十円」に改める。
第八条の表中
肢体不自由者更生施設
鳥取県立身体障害者更生指導所

鳥取県立身体障害者療護園
鳥取県立鳥取第二授産所
鳥取県立鳥取第三授産所

鳥取県立障害者福
鳥取県立障害者福
鳥取県立障害者福

身体障害者更生施設
鳥取県立障害者福祉センター厚和寮

に改める。

社センター友愛寮
社センターつばき園
社センターあさひ園

鳥取県立白兔はまなす園

に、

鳥取県立鳥取第一授産所

を

鳥取県立西部養護老人ホ
鳥取県立西伯特別養護老
鳥取県立東部特別養護老
鳥取県立中部特別養護老
鳥取県立米子特別養護老
鳥取県立智頭特別養護老
鳥取県立日南特別養護老

に、

ーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム
人ホーム

を

鳥取県立皆生尚寿苑
鳥取県立西伯有楽苑
鳥取県立三津白寿苑
鳥取県立巖城はごろも苑
鳥取県立皆生みどり苑
鳥取県立智頭心和苑
鳥取県立日南石霞苑

に改める。

別表第一中「二、七八〇円」を「三、一六〇円」に、「五、一五〇円」を「六、一八〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

別表第三中「一二六、四五〇円」を「一三〇、九四〇円」に、「一二五、四五〇円」を「一二九、九四〇円」に、「一二七、四五〇円」を「一三一、九四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県
条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表保母修学資金の項を削る。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例(昭和五十九年七月鳥取県
条例第十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県化製場等に関する法律施行条例

第一条中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」
に改める。

第二条の見出し中「へい獣処理場」を「化製場及び死亡獣畜取扱場」に
改める。

第八条第一号中「へい獣取扱場」を「死亡獣畜取扱場」に改める。

別表第一の区分の欄中「へい獣の」を「死亡獣畜の」に、「へい獣取扱
場」を「死亡獣畜取扱場」に改める。

附 則

この条例は、平成二年五月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

みどり団地	東伯郡赤碕町大字光
富士見町団地	米子市富士見町

を

みどり団地

東伯郡赤碕町大字光

に改める。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立西部農業高等学校

を

鳥取県立淀江産

業技術高等学校

に改める。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】